

## 国家外貨管理局

### 資本項目外貨管理政策を更に改善と調整することに関する通知

トランザクションバンキング部

2014年1月24日、国家外貨管理局は「資本項目外貨管理政策を更に改善と調整することに関する通知」(匯發[2014]2号 以下、「通知」)を公布しました。

各資本項目において管理の緩和・手続の簡素化が行われており、2014年2月10日から施行されます。

#### 【主要内容】

本通知は資本項目の外貨管理改革を更に深化させるため、7項目において調整が行われています。内、特に日系企業に関係すると思われる4項目を具体的にご説明致します。

#### ➤ 配当手続の簡素化（第五条）

配当金送金時の銀行宛提出資料が簡素化されました。配当可能額は、従来財務監査報告書の金額に縛られていましたが、今後は年度監査後の発生利益や特別配当・中間配当等の柔軟な配当政策が可能となるかもしれません。

	従前	本通知（2月10日以降）
銀行宛提出資料	①監査済会計報告書、②直近の验资報告書、③董事会決議書、④税務備案表	5万ドル以下：無し 5万ドル超：董事会決議、税務備案表（原本）
配当可能額	財務監査報告書上の、配当金と未分配利益の合計金額以下	財務監査報告書記載額に縛られない

#### ➤ 域外貸付の管理簡素化（第四条）

所謂子親ローン（外貨）について、各種項目が緩和され、手続が明確化されています。

	従前	本通知（2月10日以降）
貸付対象	中国現法⇒域外の直接親会社 〔中国親会社⇒域外子会社〕 〔※外資企業の該当例は少ないです〕	中国現法⇒域外の持分関連関係の有る会社
累計域外貸付限度枠	所有者權益の30%以下 且つ、外国投資者の分配済未送金利益と未分配利益のうち親会社の出資比率相応分の合計額以下	所有者權益の30%以下 ※30%を超えるニーズがある場合は個別審理となります（従来同様）。
貸付枠有効期間	2年以内	制限無し 企業自らのニーズにより申請
元本利息返済不可時	明確な手続無し	所在地外貨管理局の個別審理により対応

➤ **ファイナンスリース会社の対外ファイナンスリース債権の管理を簡素化（第一条）**

明文化規定がなく、個別対応していたファイナンスリース会社の対外債権管理が規定されました。

- ✓ ファイナンスリース会社は対外ファイナンスリース債権が発生した15営業日以内に、所在地外管局で対外債権登記を行う。当該対外債権は企業の域外貸出限度枠の対象外。
- ✓ 企業は銀行にて「域外貸出専用口座」を開設、取引真実性の審査後、リース代金の受取が可能。リース代金受取りの度に企業は国際収支申告を実施し、且つ、毎月所在地外管局へ対外債権と代金収入について報告する必要有り。一方、「域外貸出専用口座」の外貨元転時は、直接銀行にて取扱可能。

➤ **域外投資（ODI）の前期費用の管理を緩和（第三条）**

域外投資の前期費用とは、域内機構が域外でプロジェクト投資・企業設立をする前に、域外に支払う必要のある域外直接投資に関連する費用であり、入札保証金等を指します。

この前期費用支払についても管理が緩和され、手続も簡素化されています。

	従前	本通知（2月10日以降）
申請 当局	前期費用が域外直接投資総額の15%未満： 所在地外貨管理局	所在地外貨管理局
	前期費用が域外直接投資総額の15%超過： 所在地国家外貨管理局分局	
登記時 必要 資料	①書面申請 ②営業許可証 ③組織機構コード証	前期費用対外送金額300万米ドル未満 且つ、中方投資総額の15%未満： ①営業許可書、②組織機構コード証
	④入札、M&A 或いは合作合弁プロジェクトの関連文書 ⑤域外直接投資主管部門に送付した書面申請 ⑥前期費用の使用に関わる書面の承諾書	前期費用対外送金額300万米ドル以上 或いは、中方投資総額の15%以上： ①営業許可書、②組織機構コード証、③域外直接投資主管部門へ提出した書面申請、 ④域内機構による入札、⑤M&A 或いは合弁合作プロジェクトへの参加に関する真実性証明資料

➤ **その他**

✓ **域外投資者が域内不良資産を譲り受ける際の外貨管理の簡素化（第二条）**

域外投資者が域内不良資産を譲り受ける際の登記手続が簡素化されています。金融資産管理会社は不良資産収入の元転核準（認可）が不要になり、銀行にて直接入金或いは元転手続が可能です。

✓ **個人財産移転の外貨手続の取扱（第六条）**

移民財産の移転に伴う各種手続が簡素化されています。

✓ **証券会社の証券業務外為経営許可書の管理簡素化（第七条）**

外為業務を取扱う証券会社の、定期的な「許可証」の交換が不要になりました。

**【今後の影響等】**

上記ご説明内容の内、特に配当金送金・域外貸付については影響が大きいと思われる項目ですので、今後実務面の詳細が明らかになり次第、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p style="text-align: center;"><b>国家外汇管理局关于进一步改进和调整资本项目 外汇管理政策的通知</b> 汇发[2014]2号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资银行：</p> <p>为进一步深化资本项目外汇管理改革，简化行政审批程序，促进贸易投资便利化，根据《中华人民共和国外汇管理条例》及相关规定，国家外汇管理局决定进一步改进资本项目外汇管理方式，并调整部分资本项目外汇管理措施。现就有关问题通知如下：</p> <p>一、简化融资租赁类公司对外债权外汇管理</p> <p>（一）融资租赁类公司包括银行业监管部门批准设立的金融租赁公司、商务主管部门审批设立的外商投资租赁公司，以及商务部和国家税务总局联合确认的内资融资租赁公司等三类主体（以下统称为融资租赁类公司）。</p> <p>（二）融资租赁类公司或其项目公司开展对外融资租赁业务时，应在融资租赁对外债权发生后15个工作日内，持以下材料到所在地外汇局办理融资租赁对外债权登记，所在地外汇局应当审核交易的合规性和真实性。</p> <p>1. 申请书，包括但不限于公司基本情况及租赁项目的基本情况；</p> <p>2. 主管部门同意设立融资租赁公司或项目公司的批复和工商营业执照；</p> <p>3. 上年度经审计的财务报告及最近一期财务报表；</p> <p>4. 租赁合同及租赁物转移的证明材料（如报关单、备案清单、发票等）。</p>	<p style="text-align: center;"><b>国家外貨管理局 資本項目外貨管理政策を更に改善と 調整することに関する通知</b> 匯發 [2014] 2 号</p> <p>国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・厦門・寧波市分局、各中資銀行：</p> <p>資本項目外貨管理改革を更に深化させ、行政審査手続を簡素化し、貿易投資利便性向上を促進するため、『中華人民共和国外貨管理条例』及び関連規定に基づき、国家外貨管理局は資本項目外貨管理方式を更に改善し、一部の資本項目外貨管理措置を調整することを決定した。ここに関連問題を以下のように通知する：</p> <p>一、ファイナンスリース類会社の対外債権外貨管理簡素化</p> <p>（一）ファイナンスリース類会社は銀行業監督管理部門の批准で設立した金融リース会社、商務部主管部門の審査批准で設立した外商投資リース会社、及び商務部と国家税務総局共同で承認した内資ファイナンスリース会社等の三種類の主体（以下総称、ファイナンスリース類会社）を含む。</p> <p>（二）ファイナンスリース類会社或いはそのプロジェクト会社が対外ファイナンスリース業務を展開する際は、ファイナンスリース対外債権発生後 15 営業日以内に、下記材料を以って所在地の外貨管理局でファイナンスリース対外債権登記を行い、所在地外貨管理局は取引の合法性と真実性を審査しなければならない。</p> <p>1、申請書：会社基本状況及びリースプロジェクトの基本情報を含むがこれに限らない</p> <p>2、主管部門が設立に同意したファイナンスリース会社或いはプロジェクト会社の批復（批准回答書）と工商營業許可証</p> <p>3、前年度の監査済財務報告書及び直近一期の財務諸表</p> <p>4、リース契約及びリース物件移転の証明材料（通関</p>

<p>(三) 融资租赁类公司开展对外融资租赁业务时, 不受现行境内企业境外放款额度限制。</p> <p>(四) 融资租赁类公司可直接到所在地银行开立境外放款专用账户, 用于保留对外融资租赁租金收入。 上述外汇资金入账时, 银行应审核该收入的资金来源。该账户内的外汇收入需结汇时, 融资租赁类公司可直接向银行申请办理。</p> <p>(五) 所在地外汇局应在资本项目信息系统中使用“境外放款”功能登记融资租赁类公司融资租赁对外债权签约信息, 采取纸质报表统计提款信息。 融资租赁类公司收到对外融资租赁租金收入时, 应按照国家收支的有关申报要求进行申报, 在“外汇局批件号/备案表号/业务编号”栏中填写该笔对外债权的业务编号, 并应按月向所在地外汇局报送融资租赁对外债权的发生和租金收入等情况。银行应通过资本项目信息系统反馈对外融资租赁租金收入等信息。资本项目信息系统有关模块功能完善后, 按新的要求采集相关信息。</p>	<p>申告書、備案清單 (届出リスト)、インボイス等)</p> <p>(三) ファイナンスリース類会社が対外ファイナンスリース業務を展開する際には、現行の域内企業の域外貸付限度額制限を受けない。</p> <p>(四) ファイナンスリース類会社は直接所在地の銀行で域外貸出専用口座を開設し、当該口座に対外ファイナンスリース料収入を留保することができる。 上述した外貨資金入金時、銀行は当該収入の資金源を審査しなければならない。当該口座内の外貨収入元転時、ファイナンスリース類会社は直接銀行で申請できる。</p> <p>(五) 所在地外貨管理局は資本項目情報システムの中で“域外貸付”機能を使用してファイナンスリース類会社のファイナンスリース対外債権契約情報を登記し、紙の報告書を用いて引出情報の統計をとる。 ファイナンスリース類会社が対外ファイナンスリース料を受取る際、国際収支の関連報告要求に基づき報告を行わなければならない。『外貨管理局批准書番号/備案(届出)番号/業務コード』欄に当該対外債権の業務コードを入力し、且つ毎月所在地外貨管理局へファイナンスリース対外債権の発生とリース料等の状況を報告しなければならない。銀行は資本項目情報システムを通して対外ファイナンスリース料等の情報をフィードバックしなければならない。資本項目情報システム関連モジュール機能の完備後、新しい要求に基づき関連情報を収集する。</p>
<p>二、简化境外投资者受让境内不良资产外汇管理</p> <p>(一) 取消国家外汇管理局对金融资产管理公司对外处置不良资产涉及的外汇收支和汇兑核准的前置管理。</p> <p>(二) 简化境外投资者受让境内不良资产登记手续。有关主管部门批准境内机构向境外投资者转让不良资产后30日内, 受让境内不良资产的境外投资</p>	<p>二、域外投資者が譲り受ける域内不良資産外貨管理の簡素化</p> <p>(一) 国家外貨管理局の金融資産管理会社に対する対外不良資産処置関連の外貨収支と両替核准(認可)の事前管理を取消す。</p> <p>(二) 域外投資者域内不良資産登記譲受手続を簡素化する。関連主管部門が域内機構の域外投資者に対する不良資産譲渡を批准してから30日以内に、域内不良資産</p>

者或其境内代理人应持以下材料到主要资产所在地外汇局或其境内代理人所在地外汇局办理境外投资者受让境内不良资产登记手续。

1. 申请书，并填写《境外投资者受让境内不良资产登记表》（见附件）；
2. 有关主管部门批准境内机构对外转让不良资产的核准或备案文件；
3. 境内机构和境外投资者签署的转让合同主要条款复印件（无须提供不良资产及担保事项逐笔数据）；
4. 若由境内代理人办理，还需提供代理协议；
5. 针对前述材料需提供的补充材料。

（三）取消外汇局对金融资产管理公司处置不良资产收入结汇核准，改由银行直接办理入账或结汇手续。

出让不良资产的境内机构收到境外投资者的对价款后，可持以下材料直接到银行申请开立外汇账户保留外汇收入，或者申请不良资产外汇收入结汇。

1. 申请书；
2. 境外投资者受让不良资产办理登记时取得的资本项目信息系统《协议办理凭证》（复印件）；
3. 债权转让合同主要条款复印件；
4. 针对前述材料需提供的补充材料。

境内机构开立外汇账户保留外汇收入，或者办理不良资产外汇收入结汇手续时，应按照国家收支、外汇账户和结汇的有关申报要求进行申报，并在“外汇局批件号/备案表号/业务编号”栏中填写所对应的境外投资者受让境内不良资产登记的业务编号。

（四）因回购、出售（让）、清收、转股或其他原因导致境外投资者对登记资产的所有权变更或灭失时，境外投资者或其代理人应在所有权变更或灭失后30个工作日内到登记地外汇局办理境外投资者受让境内不良资产登记变更或注销手续。

産を譲り受ける域外投資者或いはその域内代理人は下記材料を以って主要資産所在地の外貨管理局或いはその域内代理人所在地の外貨管理局で域外投資者域内不良資産譲受登記手続きを行わねばならない。

- 1、申請書、《域外投資者域内不良譲受資産登記表（添付資料）》に入力
- 2、関連主管部門が批准した域内機構の不良資産対外譲渡核准或いは備案文書
- 3、域内機構と域外投資者が署名した譲渡契約主要条項のコピー（不良資産及び保証事項の個別データ提出は必須ではない）
- 4、域内代理人を経由して処理する場合、代理協議書の提出が必要
- 5、前述の資料に対して提出が必要な補充資料

（三）外貨管理局は金融資産管理会社に対する不良資産収入の元転申請承認処置を取消し、銀行にて直接入金或いは元転手続を行うよう変更する。

不良資産を譲渡した域内機構は域外投資者の対価代金を受け取ってから、下記資料を以って直接銀行で外貨口座を開設し外貨収入を留保、或いは不良資産外貨収入の元転を申請できる。

- 1、申請書
- 2、域外投資者が不良資産譲り受け登記時に取得した資本項目情報システムの『協議処理証書』（コピー）
- 3、債権譲渡契約主要条項のコピー
- 4、前述の資料に対して提出が必要な補充資料

域内機構が外貨口座を開設して外貨収入を留保する、或いは不良資産外貨収入元転手続を行う際、国際収支・外債口座と元転の関連報告要求に基づき報告を行わなければならない、且つ『外貨管理局批准書番号/備案番号/業務コード』欄に対応する域外投資者域内不良資産譲受登記の業務コードを入力する。

（四）買戻し・売却（譲渡）・清算回収・持分譲渡・その他の要因で域外投資者が登記資産の所有権を変更或いは喪失した時は、域外投資者或いはその代理人は所有権変更或いは喪失後 30 営業日以内に登記地の外貨管理局で域外投資者譲り受け域内不良資産登記変更或いは取消し手続を行わねばならない。

(五) 取消外汇局对境外投资者处置不良资产所得收益购付汇核准, 改由银行审核办理。

受让境内不良资产的境外投资者通过清收、再转让等方式取得的收益, 可持以下材料直接向银行申请办理对外购付汇手续。

1. 申请书;
2. 资本项目信息系统《协议办理凭证》;
3. 《境外投资者受让境内不良资产登记表》复印件;
4. 关于不良资产处置收益来源的证明文件;
5. 若由境内代理人办理, 还需提供代理协议;
6. 针对前述材料需提供的补充材料。

境外投资者办理对外购付汇手续时, 应按照国家收支的有关申报要求进行申报, 并在“外汇局批件号/备案表号/业务编号”栏中填写境外投资者受让境内不良资产登记的业务编号。

(六) 银行应认真审核境内机构开立外汇账户保留外汇收入、办理不良资产外汇收入结汇和境外投资者办理对外购付汇手续时填写的境外投资者受让境内不良资产登记的业务编号。

(七) 因境外投资者受让境内不良资产导致原有担保的受益人改变为境外投资者的, 该担保不纳入对外担保管理。

境外投资者受让境内不良资产后新发生的对外担保, 按照现行对外担保外汇管理规定进行管理。

三、进一步放宽境内机构境外直接投资前期费用管理

(一) 境外直接投资前期费用(以下简称前期费用) 累计汇出额不超过300万美元, 且不超过中方投资总额15%的, 境内机构可凭营业执照和组织机构代码证向所在地外汇局办理前期费用登记。

(五) 外貨管理局は域外投資者の不良資産所得収益処置に対する外貨転支払いの申請批准を取消し、銀行経路による審査処理に変更する。

域内不良資産を譲り受けた域外投資者が清算回収・再譲渡等の方法で取得した収益は、以下資料を以って直接銀行で外貨転して対外支払い手続きを申請することができる。

- 1、申請書
- 2、資本項目情報システムの『協議処理証書』
- 3、『域外投資者譲り受け域内不良資産登记表』コピー
- 4、不良資産処置収益源に関する証明文書
- 5、域内代理人を経由して処理する場合、代理協議書の提出が必要

6、前述の資料に対して提出が必要な補充資料  
域外投資者が外貨転して対外支払手続きを行うとき、国際収支の関連報告書要求に基づき報告を行い、且つ『外貨管理局批准書番号/備案番号/業務コード』欄に域外投資者域内不良資産譲受登記の業務コードを入力する。

(六) 銀行は域内機構による外貨口座開設による外貨収入の留保、不良債権外貨収入の人民元転、および域外投資者の外貨転対外支払い手続きの際に記入する域外投資者域内不良資産譲受登記の業務コードを確実に審査しなければならない。

(七) 域外投資者が譲受した域内不良資産が元の保証受益人を域外投資者に変更するような事態が起きた場合、当該保証は対外保証管理の対象に算入しない。

域外投資者が域内不良資産譲り受け後に新たに発生した対外保証は、現行の対外保証外貨管理規定に基づき管理する。

三、域内機構による域外直接投資前期費用管理の更なる緩和

(一) 域外直接投資前期費用(以下「前期費用」)の対外送金累計額が300万米ドルを超えず、且つ中方投資総額の15%を超過しない場合、域内機構は営業許可書と組織機構コード証を以って所在地外貨管理局にて前

(二) 前期費用累計匯出額超過300萬美元，或超過中方投資總額15%的，境內機構除提交營業執照和組織機構代碼證外，還應向所在地外匯局提供其已向境外直接投資主管部門報送的書面申請及境內機構參與投標、併購或合資合作項目的相關真實性證明材料辦理前期費用登記。

(三) 境內機構自匯出前期費用之日起6個月內仍未取得境外直接投資主管部門核准或備案的，應向所在地外匯局報告前期費用使用情況並將剩餘資金退回。如確有客觀原因，境內機構可向所在地外匯局申請延期，但最長不超過12個月。

#### 四、進一步放寬境內企業境外放款管理

(一) 放寬境內企業境外放款主體限制。允許境內企業向境外與其具有股權關聯關係的企業放款。境內企業憑境外放款協議、最近一期財務審計報告到所在地外匯局辦理境外放款額度登記，境內企業累計境外放款額度不得超過其所有者權益的30%。如確有需要，超過上述比例的，由境內企業所在地外匯分局（外匯管理部）按個案集體審議方式處理。

(二) 取消境外放款額度2年有效使用期限限制。境內企業可根據實際業務需求向所在地外匯局申請境外放款額度期限。

(三) 如確有客觀原因無法收回境外放款本息，境內企業可向所在地外匯分局（外匯管理部）申請註銷該筆境外放款，由境內企業所在地外匯分局（外匯管理部）按個案集體審議方式處理。境外放款還本付息完畢（含債轉股、債務豁免、擔保履約）或註銷境外放款後，不再進行境外放款的，境內企業

期費用的登記手續進行可以。

(二) 前期費用對外送金累計額が300万米ドルを超える、或いは中方投資總額の15%を超える場合、域内機構は營業許可證と組織機構コード證以外に、既に域外直接投資主管部門へ提出した書面申請及び域内機構による入札、M&A 或いは合併合作プロジェクトへの参加に関する真實性證明資料を追加して、所在地外貨管理局にて登記手續を行わなければならない。

(三) 域内機構は前期費用對外送金實施日から6ヶ月以内に域外直接投資主管部門による核准または備案を取得できない場合、所在地外貨管理局に対して前期費用の使用状況を報告し、且つ余剩資金を域内へ還流しなければならない。もし客觀的な理由がある場合、域内機構は所在地外貨管理局へ延長申請をすることができるが、最長期間は12ヶ月を超えてはならない。

#### 四、域内企業の域外貸付管理の更なる緩和

(一) 域内企業による域外貸付の貸付主體制限の緩和。域内企業は持分投資關連關係にある域外企業に対して貸付を行うことができる。域内企業は域外貸付協議書・直近の財務監査報告書を以って所在地外貨管理局にて域外貸付限度額登記を行い、域内企業累計域外貸付限度額は其所有者權益の30%を超えてはならない。もし実需があり上述の比率を超える場合、域内企業所在地の外貨管理局分局（外貨管理部）を経由して個別案件集團審查方式にて審查する。

(二) 域外貸付限度額の2年間の有効使用期限制限を取消す。域内企業は實際の業務ニーズに応じて所在地外貨管理局へ域外貸付限度額期限を申請できる。

(三) もし客觀的な原因により域外貸付の元利金を回収できない場合、域内企業は所在地外貨管理局分局（外貨管理部）に当該域外貸付の取消申請を行うことができ、域内企業の所在地外貨管理局分局（外貨管理部）は個別案件集團審查方式で処理する。域外貸付元利金の返済完了（デットエクイティスワップ、債務免除、

可向所在地外汇局申请办理境外放款额度注销。

#### 五、简化境内机构利润汇出管理

(一) 银行为境内机构办理等值5万美元(含)以下利润汇出,原则上可不再审核交易单证;办理等值5万美元以上利润汇出,原则上可不再审核其财务审计报告和验资报告,应按真实交易原则审核与本次利润汇出相关的董事会利润分配决议(或合伙人利润分配决议)及其税务备案表原件。每笔利润汇出后,银行应在相关税务备案表原件上加章签注该笔利润实际汇出金额及汇出日期。

(二) 取消企业本年度处置利润金额原则上不得超过最近一期财务审计报告中属于外方股东“应付股利”和“未分配利润”合计金额的限制。

#### 六、简化个人财产转移售付汇管理

(一) 移民财产转移购付汇核准,由移民原户籍所在地外汇局负责审批。继承财产转移购付汇核准,由被继承人生前户籍所在地外汇局负责审批。取消财产转移总金额超过等值人民币50万元报国家外汇管理局备案的要求。

(二) 取消移民财产转移分次汇出的要求。申请人向原户籍所在地外汇局办理移民财产转移核准手续后,银行可在核准件审批额度内一次或分次汇出相关资金。

(三) 取消继承人从不同被继承人处继承的财产应

保证履行(含む) 或いは域外貸付取消後、再度域外貸付を実施しない場合、域内企業は所在地外貨管理局に域外貸付限度額の取消申請を行うことができる。

#### 五、域内機構の配当金送金管理簡素化

(一) 銀行は域内機構が5万米ドル相当額(5万米ドルを含む)以下の配当金送金を実施する場合、原則取引エビデンスの審査を行う必要はない。5万米ドル相当額超の配当金送金を実施する場合、原則その財務監査報告書と验资報告書(資本払込検査報告書)の審査は不要、真実性取引原則に基づき、配当金送金に関する董事会の利益分配決議(またはパートナー間の利益分配決議)及びその税務備案表の原本を審査する。配当金送金実施の都度、銀行は関連税務備案表原本に捺印し、配当金の実際の対外送金額及び送金実施日を記入する。

(二) 企業の本年度処理配当可能額は原則直近の財務監査報告書に記載されている外国側株主の「配当金」と「未分配利益」の合計金額を超えてはならないという制限を取消す。

#### 六、個人財産移転に伴う販売・支払管理の簡素化

(一) 移民財産の移転に伴う外貨転による対外支払い核准については、移民の元の戸籍所在地外貨管理局が審査批准に責任を負う。相続財産の移転に伴う外貨転による対外支払い核准については、被相続人の生前の戸籍所在地外貨管理局が審査批准に責任を負う。移転財産の総額が50万人民元相当額を超えた場合の国家外為管理局への備案要求報告を取消す。

(二) 移民に伴う財産移転の分割送金要求を取消す。申請人は元の戸籍所在地外貨管理局で移民の財産移転の核准手続き申請後、銀行は核准件(認可証)審査額内において、一回或いは分割で関連資金の対外送金を行うことができる。

(三) 相続人が異なる被相続人より相続した財産の分

分別申請、分別匯出的要求。繼承人從不同被繼承人處繼承財產，可選擇其中一個被繼承人生前戶籍所在地外匯局合併提交申請材料，經核准後可在銀行一次或分次匯出相關資金。

(四) 取消對有關財產權利文件(如房屋產權證、房地產買賣契約或拆迁补偿安置協議、承包或租賃合同或協議、財產轉讓協議或合同、特許權使用協議或合同等)進行公證的要求; 取消對委託代理協議、代理人身份證明進行公證的要求。

#### 七、改進證券公司《證券業務外匯經營許可證》管理

證券公司經營外匯業務應按有關規定向國家外匯管理局領取《證券業務外匯經營許可證》(以下簡稱《許可證》)。除因公司更名、外匯業務範圍調整等情況需按有關規定及時申請換領《許可證》外，自本通知實施之日起，證券公司無需定期更換《許可證》。

已領取《許可證》經營外匯業務的證券公司應當在每年的1月31日之前，向所在地外匯局報送上一年度外匯業務經營情況的書面報告(內容包括：公司經營外匯業務具體情況、外匯業務種類、購結匯及資金匯出入情況、外匯業務合規情況及相關外匯業務資產負債表等)。

本通知自2014年2月10日起實施，以前規定與本通知不符的，以本通知為準。請各分局、外匯管理部儘快將本通知轉發至轄內中心支局、支局和轄內銀行; 各中資銀行儘快將本通知轉發至分支機構。執行中如遇問題，請及時向國家外匯管理局資本項目管理司反饋。

附件：境外投資者受讓境內不良資產登記表

別申請・分別送金の要求を取消す。相続人は異なる被相続人より相続した財産について、その中の一人の被相続人を選択し、当人の生前の戸籍所在地外貨管理局に申請資料を提出し、核准後に銀行にて一回或いは分割にて関連資金を対外送金することができる。

(四) 財産権に係わる権利証書(例えば、不動産権利証書、不動産売買契約或いは立ち退き補償安住の協議、請負また賃借契約或いは協議、財産譲渡協議或いは契約、特許権使用許諾協議或いは契約等)の公証要求、つまり、委託代理協議・代理人本人確認証明に係わる公証要求を取消す。

#### 七、証券会社の「証券業務外貨経営許可証」管理の改善

証券会社は外為業務を取り扱う場合、関連規定に基づき、国家外貨管理局より「証券業務外貨経営許可証」

(以下、「許可証」)を受領する。会社の名義変更・外為業務範囲の調整等で、関連規定に基づき直ちに「許可証」の交換が必要な場合を除き、本通知実施日より、証券会社は定期的に「許可証」を交換しなくてよい。既に「許可証」を受領し、外為業務を行っている証券会社は毎年1月31日より前に、所在地外貨管理局へ前年度の外為業務取扱状況の書面報告(内容は以下を含む：会社取扱外為業務の具体的状況、外為業務の種類、両替及び資金の入出金状況、外為業務のコンプライアンス遵守状況及び関連外為業務の資産負債表等)を提出しなければならない。

本通知は2014年2月10日より実施し、既存の規定と本通知が合致しない場合、本通知に準ずる。各分局・外貨管理部は直ちに本通知を所轄の中心支局・支局及び管轄内銀行に転送し、各中資銀行は本通知を直ちに分支機構に転送する。本通知執行過程に問題があれば、直ちに国家外貨管理局資本項目管理司に状況をフィードバックする。

添付資料:域外投資者が域内不良資産を譲り受ける場合の登記表

国家外汇管理局 2014年1月10日	国家外貨管理局 2014年1月10日
-----------------------	-----------------------

【日本語仮訳:三菱東京UFJ銀行(中国)トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯証大厦22階 照会先: 山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.2005